

社会福祉法人大空の会アクシデント報告公表基準

社会福祉法人 大空の会では、施設・事業所を運営していく中で発生した事故などについて、地域の方々に適切な情報を提供することで、施設運営の透明性、安全性を高めるとともに、職員の安全意識を高め再発防止を図ることを目的に公表いたします。

1. 用語について

① ヒヤリハット

ヒヤリとしたり、ハッとした体験

② インシデント

利用者への身体に影響が少ないもの

③ アクシデント

転倒や転落、誤薬などで身体に影響があったもの等

2. 事故などの分類基準

レベル	程度	説明
1	実害なし	事前にミスに気付いたり発見できたもの ヒヤリハット体験
2	軽度	利用者への身体に影響が少ないもの カットバン処置程度で済んだもの
3	中度	施設内診療所で処置したもの 利用者への身体に影響があり医療的な処置が必要なもの
4	重度	外部の医療機関を受診したもの 利用者への身体に影響があり医療的な処置が必要なもの
5	最重度	著明なレベル低下を及ぼす後遺症又は死亡に至るもの

3. 公表基準及び公表内容

各レベルに対応する公表基準及び公表内容は下記の通りとする

	レベル1～5	レベル5の事案
公表時期	定期公表（原則毎月）	個別公表
公表方法	HP上で公表	
公表内容	① 件数 ② 与薬に関しては詳細な内容	① 事故の概要 ② 事故原因と再発防止策 ③ その他必要と思われる事項

4. 公表に当たっての注意点

① 個人情報の保護

利用者及び関係した職員が特定できる情報は、原則として提供しない

② 個別公表の内容等については、事前に利用者や家族等と十分に話し合いを行い、文書による同意を得るものとする。尚、同意が得られない際は、公表しない場合もある

5. 公表までの手続き

個別公表の有無は、施設内に設置する課長会議において検討し、理事長が決定する。

6. 公表方法

個別公表は、記者会見により行う

7. 公表時期

公表の時期は、個別公表するものにあつては、事故発生後出来るだけ速やかに公表し、一括公表するものにあつては、原則として1カ月分を翌月に公表するものとする。

(令和3年11月1日改正)